

Title	ハワード・サッチャー著『ヨーロッパの中東撤退：一九三六年～一九五四年』
Sub Title	Howard Sacher, Europe leaves the Middle East, 1936-1954
Author	富田, 広士 (Tomita, Hiroshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1978
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.51, No.4 (1978. 4) ,p.96- 101
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19780415-0096

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Howard Sachse

Europe Leaves the Middle East, 1936—1954

Allen Lane, 1974, xviii+687pp.
(bibliography included) + xxxviii.

ハワード・サッチャー著

『ヨーロッパの中東撤退

——一九三六年〜一九五四年——』

(一)

本書は、第二次世界大戦前後の中東の政治過程を包括的に考察した大著である。それは域内政治及び域外大国との関係を、中東全域にわたって壮大なスケールで論述することによつて、中東現代史の一つの大きな流れをかなり鮮明に描き出している。すなわち、著者は第二次世界大戦を挟む約二十年間に政治史的観点から光を当て、この間に西欧諸国の勢力が中東及び北アフリカ地域から後退してゆく過程を、明らかにしようとしている。

従つて、本書が扱う時期は、この西欧勢力の中東撤退の過程を説明することとの関連において設定されている。著者は、まず一九三六年の英・エジプト同盟及び仏・シリア同盟の成立から論じ始める。ここに、従来中東諸国が組み込まれていた、国際連盟の委任統治体

制の解体の発端が見出されている。そして最後に、一九五四年のヌズ地帯英軍撤退協定の締結を以て締めくくつているのである。このように、著者はこの時期に関する膨大な資料を駆使して、通史を書くことに専念している。その意味で、本書は特定のテーマに基づいた個別研究ではない。つまり読者は、本書の中から、各自の問題関心に合った様々な研究テーマを見つけ出すことができる。本書はそのような種類の通史なのである。

なお、著者のサッチャー氏は、*The Course of Modern Jewish History* や *The Emergence of the Middle East 1914-1924* の著書で知られた、米国ジョージ・ワシントン大学の歴史学の教授である。そこで、以下において本書の内容を検討しつつ、一九三六年から一九五四年にかけての西欧勢力の中東撤退の過程と、それをもたらした要因を明らかにしてみよう。

(二)

西欧勢力の中東地域からの撤退は、一九三〇年代において、どのように開始されたのであろうか。それは、従来当地において英仏に与えられていた国際連盟の委任統治権が縮小を強いられるというかたちにおいてであつた。すなわち、一九三二年、イラク王国はイギリスの保護監察を受けるかたちであるとはいえ、独立を達成した。それに続いて三六年、エジプトはイギリスと、シリアはフランスと、国内の民族独立運動の高まりを背景として、それぞれ同盟条約を結んだのである。これらの条約によつて英仏は、正式に両委任統治領

の国家的独立を認めた。また英仏は軍事面において、軍の駐留継続及び戦時における現地政権の全面協力を確保すると同時に、駐留軍の部分的撤退にも同意したのであつた(第一章)。ここに西欧勢力の中東撤退の第一段階が見出される。

このような英仏の委任統治権の縮小をもたらした要因の一つは、確かに、現地で高まつた民族独立運動への譲歩であつた。しかしその外にもう一つ国際環境的要因が考えられる。それは、英仏が一九三〇年代に中東地域へ及んでいいたドイツ・イタリアの影響力に対抗するために、現地の政権に対して、次々と独立付与の約束をせざるを得なかつたということである。第一次世界大戦勃発直前において、枢軸国側の外交的及び経済的な影響力は相当程度同地域へ浸透していた。それに加えて、ドイツは慎重な宣伝活動によつて、親アラブ主義を現地の政権の間に植えつけた。当時中東各国は、英仏からかなりの自治権を獲得していたにもかかわらず、それを具体化する西欧的議会主義を有効に機能させることができなかつた。このことが、中東世界におけるファシズムに対する憧憬を一層助長した。従つて当時中東には、西欧的議会主義に対する幻滅が広範に蔓延していた。その中であつて多くのアラブ民族主義者は、ナチス或いはファシストの教義を体系的に理解することなく、全体主義国の持つ効率性、力強さ、自信等に対して漠然とした尊崇の念を抱いたのである。このように、一九三〇年代後半における枢軸国側の宣伝活動の成功によつて、中東各地に民族主義的な不穏状態が醸成されていたのである(第二章)。英仏が一九三六年条約によつて、エジプト、シリア

における委任統治権を縮小せざるを得なかつた背景には、枢軸側によつて現地に作り出された独立志向的な不穏状態に対処しようとする配慮が働いていたのである。

ところで、第二次世界大戦直前のパレスチナにおいて、イギリスの委任統治はいかなる変容を迫られていたであろうか。当時パレスチナでは、急増するユダヤ人の入植に反対するアラブ人の抵抗運動が、アラブ高等委員会の指導の下に強められた(第一章)。イギリスは、こうしたアラブ人の抗議運動の激発を憂慮して、一九三六年と三八年に調査委員会を組織し、現地調査を行なつた。その結果提出されたウッドヘッド報告は、パレスチナを二つの自治区に分割するという、従来の親シオニズム的な構想を拒否した。翌三九年、イギリス政府は、ロンドン円卓会議後に発表したパレスチナ問題に関する「白書」の中で、十年以内にパレスチナ国家を建設する意向を示した。こうした親アラブ的なイギリスの態度に衝撃を受けて、ユダヤ人地下組織の軍隊化がおし進められ、反英テロが頻発するようになつたのである(第三章)。換言すれば、大戦直前のパレスチナにおいて、イギリスは他の委任統治領においてと同様、民族独立運動の高まりに直面して、委任統治権を縮小させる意図を有していた。しかしその意図とは裏腹に、他方でイギリスはユダヤ人入植を保証する伝統的責務をも負つていた。そしてこれら二つの要請を矛盾なく両立させる方法を、容易に見出すことができなかった。従つて、イギリスはパレスチナでは、英仏が一九三六年条約によつてエジプト、シリアに対して独立を付与した前例にならうことはなかつたの

である。と同時に注目すべきことは、イギリスがすでに大戦直前において、パレスチナにおける委任統治を縮小させる方向で、その実現方法を模索し始めていたということである。

次に、西欧勢力の中東撤退は、第二次世界大戦中においてどのように進行したかを検討しよう。それは大戦前にすでに開始された委任統治権の縮小が深化する過程として把握される。具体的には、一九四一年半ばのイギリス軍・自由フランス軍合同によるシリア・レバノン進駐とそれに続いて行なわれた現地政権に対する完全独立の付与である。四〇年半ばシリア・レバノンは、フランス本土がドイツ軍によつて占領されると同時に、親独ヴィシー政府の管轄下に置かれた。それ以後現地における枢軸国側の宣伝活動が強化され、シリア・レバノンの民族主義者は親枢軸寄りに傾斜していった。更に翌四一年イラクで反英クーデターが発生すると、シリアは、イラク反乱軍に対するドイツの武器援助の空輸中継点として利用されるに到つたのである。また四一年当時の中東の戦況は、北アフリカ戦線において枢軸側の優勢が続いた(第五等)。イギリス軍・自由フランス軍合同によるシリア・レバノン侵攻が行なわれたのは、枢軸側の勢力が、このように軍政両面で深く同地域へ浸透している状況においてであつた。侵攻前夜に両軍は、別個にはあるがそれぞれ、今回の軍事行動の目的がシリア・レバノン国民に独立を付与することにある旨の宣言を発表した。つまり、英仏は現地の民族主義者に独立の言質を与えるかたちで進駐を正当化し、そうすることによつてこの地方から枢軸国の影響力を払拭することができたのである(第六

專)。

以上のようなシリア・レバノンでの委任統治権の縮小過程は、中東の戦況が連合国側の優勢に転換した一九四二年末以来、一層早められた(一九四一年後半から四二年を通じての北アフリカ戦線については、第七章に詳しく述べられている)。四一年半ばの進駐以後、英仏はこれら二国に対する独立付与の仕方をめぐつて対立した。フランスは、終戦までは半独立の状態で委任統治を続け、その間に自国の既得権の存続を可能にするような条約を締結することを意図した。これに対しイギリスは即時に完全独立と憲政施行を認めることを主張し、軍事的牽制行動によつてフランスの意図を完全に阻止したのである。このため四五年には、フランスの勢力はシリア・レバノンから完全に撤退することを余儀なくされたのである(第八等)。その結果フランスの中東撤退は、北アフリカの一部を除いて大戦終結までに完了した。ここに西欧勢力の中東撤退の第二段階が見出されるのである。

そこで以下に、第二次世界大戦後イギリスがいかにして最終的に中東から撤退したかを明らかにしよう。まずパレスチナでイギリスは、大戦直前からの懸案であつた委任統治縮小を具体化しようとした。一九四五年末、英米はユダヤ人難民問題を調査するために合同委員会を組織し、現地調査を実施した。更に翌年英米の特別委員会は、パレスチナ分割案を退け、ユダヤ、アラブ二州から成る信託統治領案——モリソン・グラディ案——を英米両政府に勧告した。しかし米大統領トルーマンはこの提案に強く反対したのである。また同

年末、イギリスはロンドンにユダヤ、アラブ双方の代表を呼び、モリソン・グラディ案を受け入れるよう説得に努力したが、失敗に終わった(第十一章)。続いて四七年初めイギリス外相ベビンは、モリソン・グラディ案に修正を加え、統治期間を五年に限定した修正案を国連へ持ち込んだ。しかし国連内に組織されたパレスチナに関する特別委員会は、同年夏、イギリスによる信託統治案を退けパレスチナ分割案を支持する報告を提出したのである。そして同年秋の総会において、分割案は、米ソの支持を得、賛成三三票対反対一三票で可決されるに到つた。このように戦後イギリスは、信託統治領というかたちで、ユダヤ人入植者に対する保証と委任統治権の縮小とを両立させようと試みたが、失敗したのである。そこでイギリスは不本意ながら国連決議に従い、四七年末から四八年前半にかけて、パレスチナから軍事・民間両面における全面撤退を実施した(第十二章)。ここに西欧勢力の中東撤退の第三段階が見出される。こうしたイギリスのパレスチナ撤退をもたらした要因の一つは、現地の民族独立運動の高まりに対応して委任統治権を縮小させようとしたことであり、これは第二次世界大戦直前からすでにイギリスの中東政策の中に見られた方針であつた。と同時に、イギリスの全面的撤退をもたらしたことについては国際環境的要因が挙げられる。すなわち、本来イギリスは独立の準備段階として、更に五年間の信託統治を行なう意図を持っていた。それにもかかわらず、一九四八年前半までに全面撤退を強いられたのは、四七年秋にアメリカ及びソ連圏の賛成によつて、国連におけるパレスチナ分割決議が成立したか

らである。この決議に当たつて、アメリカは国内のユダヤ人対策の必要から親シオニズム的態度を取り、またソ連は中東からイギリスの影響力を払拭しようとしたのである(ソ連の中東進出については第九章で述べられている)。

それでは最後に、戦後イギリスがパレスチナ以外の中東地域から撤退する過程を検討しよう。大戦後、中東にイギリスが留め置くことができる軍事力は、著しく減少した。そこで労働党新内閣は、非軍事的な方法で同地域における自国の影響力を維持しようと試みた。その一つは、アラブ連盟の促進を通して域内各国の汎アラブ主義的要求を満足させることによつて、親英的な勢力圏を新たに構築しようとしたことである。もう一つは、「中東局」をカイロに設置して、中東諸国との相互協力・社会経済的福祉の充実を目指したことである。またイギリスはこの新政策に沿つて、英駐留軍の早期全面撤退を主張するイラクとエジプトの条約改正要求を受け入れ、一九四六年からエジプトと、四七年からイラクとそれぞれ条約改正交渉に入つた。そして翌四八年初め、イギリスはイラクとの新同盟条約の中で、従来の英空軍基地を平時においてイラクの管理下へ返還することを認めたのである(第十章)。他方エジプトとの交渉は、イギリスが依然としてスエズ地帯の戦略的重要性を重視し続けたために、難行した。一九五一年局面を打開するためイギリス政府は、「連合中東司令部」構想を打ち出し、スエズ地帯の英軍基地を多国間で共同管理することを提案した。しかしエジプト政府はこの呼びかけに応じなかつたのである。そして五二年、自由将校団によるク

データによつて、ナギブ政権が誕生すると、イギリスに対する兵力撤退要求は一層強まつた。そこで英保守党政府は、一九五四年スエズ地帯英軍撤退協定を結び、有事駐留を条件として、全兵力を撤退させることに同意したのである(第十四章)。これが西欧勢力の中東撤退の第四段階である。このイギリスのイラク、エジプトからの最終的撤退をもたらした要因は三つある。第一に、第二次世界大戦後イギリスの中東政策が非軍事的手段による勢力扶植へと転換したことである。第二に国際環境的要因として、核戦略の発達がスエズ地帯の西側陣営にとつての戦略的重要性を相対的に低下させたことが挙げられる。第三に同じく国際環境的要因として、冷戦状況下で、エジプトの親ソ化を食い止めようとするアメリカが、一九五三年前半以来、イギリス政府に対してエジプトの英軍撤退要求に早く応じるように促したことが考えられるのである。

以上の分析を通して、著者は、次の二つの結論を導き出している。まず初めに、西欧勢力の中東撤退は四つの段階を経て行なわれたということである。すなわち、第一段階は一九三六年の英・エジプト同盟条約及び仏・シリア同盟条約の締結であり、第二段階は四一年のイギリス軍・自由フランス軍合同によるシリア・レバノン進駐とそれに続く完全独立付与であり、第三段階は四七年から四八年にかけてのイギリスのパレスチナからの全面撤退であり、第四段階は四四年のスエズ地帯英軍撤退協定の締結である。次に、このような西欧勢力の中東撤退をもたらした要因は、「民族的不穩状態の圧力に劣らざる環境の圧力であつた」ということである。換言すれば、そ

れは委任統治領内部の問題と国際環境の圧力とに分けられるのである。すなわち撤退の第一、第二段階において英仏が自らの委任統治権を縮小したのは、民族独立運動の高まりに対する譲歩であると同時に、中東各地で民族主義者の独立志向性を扇動した枢軸国の影響力に対抗するためであつた。そして第二段階におけるもう一つの国際環境的要因は、イギリスがシリア・レバノンからフランスの影響を払拭しようとして、独立付与に関して積極的態度を取つたことである。また第三段階の撤退においても、民族独立運動に対する譲歩が見られると同時に、国際環境的要因としてイギリスによる信託統治に反対する米ソの圧力があつた。更に第四段階の最終的撤退は、第二次世界大戦後のイギリスの新しい中東政策に沿つて行なわれた。しかしそれは他面で、核戦略の発達、及びエジプトの親ソ化を懸念するアメリカの圧力という国際環境的要因によつても規定されていたのである。そこで、最後に、本書のもつ意義と問題点を検討することとしよう。

(三)

本書の第一の意義は、西欧勢力英仏が第二次世界大戦を挟む十八年間に、中東及び北アフリカ地域から撤退してゆく過程を、段階を追つて体系的に明らかにしたところにある。従来この時期の英仏の委任統治を扱つた個別研究はあるが、西欧勢力の中東撤退を中東現代史の一つの大きな流れとして把握する通史の試みは必ずしも十分ではなかつたのである。本書のもつもう一つの意義は、そのよう

な勢力撤退をもたらした要因を、広範な国際関係の枠組の中で考察している点である。つまり著者は、撤退要因を単に現地の民族独立運動の圧力にのみ見出すのではなく、「外的環境の圧力」すなわち現地において英仏を取り巻く国際環境の中には英仏関係も含まれるの圧力がどのように撤退を促進させたかを明らかにしているのである。

しかしこのような意義を持つ反面で、本書が次の三つの問題点を含んでいることは否定できない。第一に、本書は西欧勢力の中東撤退の国際環境的要因を説明する上で優れている反面、委任統治領の内部状況の解明が不十分である。従つて著者は撤退要因として民族独立運動に対する讓歩に言及しながらも、中東各地域の民族独立運動が撤退過程でどのような役割を果たしたのか、十分な分析を行なっていない。英仏の委任統治当局は現地の民族独立運動の実態をどのように評価したのだろうか。そしてその内政分析は英仏本国政府の撤退決定に際して、どのような影響力を持ったのだろうか。本書では、この問題がほとんど全く取り上げられていない。そのため、各段階における撤退に際して作用した、委任統治領の内部的要因と国際環境的要因の相互関連性が極めて不明確なままに置かれているのである。第二の問題は、第一、第二段階の撤退の国際環境的要因としてあげられている、枢軸国の影響力に対抗する必要性についてである。これは確かに枢軸国が域外勢力であるという意味では、国際環境的要因の中に範疇化され得る。しかし第三、第四段階の国際環境的要因として指摘される撤退延期に反対する米ソの

圧力とは、異質であるように思われる。なぜなら枢軸国のイデオロギー的影響力は、即英仏の委任統治権の縮小を促進したのではなく、委任統治領内の民族主義運動の独立志向性を一層増幅させ、英仏のそれへの早急な対応を余儀なくさせることを通じてそれを促進したからである。その意味で、この要因は、委任統治領の内部的要因と深く交差した国際環境的要因であり、第三、第四段階の純粋な国際環境的要因と同列に並べて論じることが誤解を招きやすい。この点に著者の撤退要因の捉え方の不充分さが見られるのである。第三に、本書は西欧勢力の中東撤退過程をよく描き出しているが、その西欧撤退が作り出した政治的真空地帯へ新たに米ソが進入して行く過程に関しては、十分な分析が行なわれていないことである。本書では、第二次大戦後半以降戦後を通じて冷戦が中東へ波及するに伴なつて、米ソがどのような勢力圏を中東において構成したかということが考察の対象になつていない。これは、本書の主題が西欧勢力の中東撤退のものに置かれていることからして、やむを得ないのかも知れない。しかし今後の研究課題として、米ソの中東進出を中東現代史のもう一つの大きな流れとして描き出す作業が残ると考えられるのである。

富田 広士